週刊文春

平成10年2月5日号

司会・構成 黒沼 克史

1998年07月11日十曜日 更新

昨年の十二月二十一日、少年犯罪で子供を亡くした親たちが大阪に集まった。

富永政信 警察にお願いして、事件の全容を「教えてほしい」と申し上げたんですが、 少年法があるから一切教えてもらえない。いつ家裁の審判があるかさえ、わからないん です。だから自分で動かなきゃいけない。こっちは遺族なんですから、少なくてもウチ の子を誰がどうしたのか、我々にも知る権利があっていい。そういうことが、被害に遭 ってない人にはわからないんです。

田本義光 警察が加害者たちに事情聴取してるけど、調書を読んでみてもみんな違う。 子供の言うことが変わるの。でも家裁はその調書で判断する。民事訴訟をやってみて、 それが初めてわかった。

武和光 取り調べに当たっても、弁護士と親が横に付くでしょう。犯人やったら自分が助かりたいから嘘を言う。そういうなかで取り調べをしても、事実は出てきませんよ。 **松田政美** 民事の裁判になっても、相手には国選弁護人が付くけど、我々はお金を出して雇わんといか ん。生きとる者ばかりが保護されていて、やっとれんわという気持ちになります。

武父 厳罰をもって対処しろというのとは違うんです。事実は事実として認めて、これ が真実なんやっていうのを出してほしいんですよ。

-- 武さんのケースでも事実の食い違いはあった?

武父 警察が何も教えてくれないから、新聞にチラシを一万二千枚入れたんです、小さなことでも情報を寄せて下さいって。そうしたら警察が慌てて、「何でそんなことをするんですか」と。子供が死んで一カ月も経ってない悲しみのなかで、どうして我々がこういうことをせなあかんのか。事実はどうであったのか、知りたいからですよ。

ようやく警察の説明があって、ウチの子が頭を赤く染めてて、ケンカが強そうで負けるかもしらんと思って相手は追いかけた、と。事件に遭う一時間ぐらい前の写真が見つかりましたけど、ウチの子は頭なんて染めてない。身長も一六五センチで、相手は一八〇以上あるプロレスラーみたいな子で、ウチの子は無抵抗だった。でも「犯人がそう言うとるのや」という説明でした。結局、警察としての見解じゃないんですよね。

富永広美 相手の言うことは一方的に聞いて、こちらは言いたいことも言えない。

武父 ウチの息子は死んどるから、「事実は違う」と言う者がおらんでしょう。でも警察は最初に、「少年法というのがあって、立ち直る可能性があるから」と言いました。

富永父 立ち直る可能性があったにしても、自分の子供を殺されて、誰が殺したのかさえわからない不条理。腹が立つね。この怒りはぶつけようがない。

-- 富永さんも民事訴訟に踏み切ったわけですね。

富永母 私は相手の家に電話をかけて、「子供を殺しておいて、謝りにもこないのはどういうつもりだ」と言いました。向こうは「私には関係ありません」と言う。血圧が上がって、自分だけでは支えきれません。

どうにかしてと言ったら、主人が「じゃあ裁判を起こす」と。相手側の誠意を期待しようと思ったんだけど、そういう態度ですから待つ必要はないと、訴訟に踏み切ったんです。

主人は「慌てたら物事は成り立たない。理論がないといけない」という主義だけど、 私は「理論なんかいいから突っ込め。早くやれ」と言います。なんでこんなに喧嘩しな きゃいけないんだろう、なんでこんなにごたごたするような家庭になってしまったのか なんて思います。

松田父 子供が殺されて、家庭内でまた二次的な被害です。たまらんですわ。私らの夢だって水の泡でしょう。男の子一人でしたから、松田の名前もみんな無くなって、家もいつかは崩れ落ちる。そんなこと考えたらね、情けないやら歯がゆいやら。正直な話、どこかの少年を連れてきて、「お金をあげるからあいつを殺ってこい」と言ってやりたい気持ちでした。私は相手の顔を知らないから、何らかの方法で調べて、わざと交通事故を起こして「知らなんだー」って言えば、交通刑務所ですむんじゃないかって気にもなりました。

田本 一番下の子供が当時十二歳だったから、「僕が自分の子供に、犯人を後ろからバットで殴ってこいと言ったらどうなる?」と警察に聞いた。警察は「やらせたら、あんたは犯罪になる」と答えた。そこで「まさかやるとは思わんかったと言ったらどうなる?」と聞いたら今度は何も言わなかった。今の法律では答えられるわけないよ。

富永母 加害者たちは少年院に入るでしょう。すると、抑えきれない自分の気持ちは、加害者の妹や弟とか、そういうふうな弱い者に走っていくんです。「この子たちを殺ってやろう」という気持ちになるんですよ。

実際に私は、仕事に行く気力もなくて、もう毎日、学校から帰る時間に、加害者の妹たちを待ち伏せしました。でも結局、できませんでした。その子供を見たとたんに、自分の方が怖くなって。

--そういう母親ならではの感情もあったと思います。

武るり子 私は自分で産んだ子供ですし、主人は強い人ですから、私と主人だったら子供を助けられると思ったんですよ。それが亡くなりましたでしょう。私は「何で救えなかったのか」って責めて、主人は「何で防げなかったのか」と責めるんです。本当に胸に穴がポッカリと開いた状態でつらかった。夫婦だったら悲しみは半分で喜びは倍になるって言いますけど、言いようのない悲しみの場合は逆に倍増するんです。ワープロで資料を打ってる時でも、主人の怒りはものすごいでしょう。主人についていかないといけないと思うんですけど、その苦しさを見るのが苦しいんです。周りの人にすごく助け

てもらった。

家族だけで孤立してしまえば、ダメになると思いました。

松田幸子 警察官や裁判官や弁護士の仕事を知れば知るほど、いずれも被害者の近い所にあるはずなのに、とても遠い存在のように感じました。加害者の顔を見たい、悔しい気持ちを加害者の親に伝えたいという私たちの願いも、少年法の判例で片づけられていく。慰めのつもりでしょうが、「また子供を産めばいい」と言う人もいたりして、心が癒されることはありませんでした。そんなことばかりが続いて、私の期待は何もなくなり、裁判には主人一人で行ってもらうようになりました。

富永父 自分の子供が殺された時の状況を調書を読んで、こんな苦しそうなことがあるかと思った。もう僕は家族以外に何も守るものはない。だから何も隠れる必要はない。取材だって受ける。子供が受けた屈辱はこれ以上ですよ。なのになぜ、被害者はかたくなに閉じこもるのか。みんな公にすればいいんですよ。

-- 民事訴訟を起こせば、今の法律でも調書は出てくる。

富永父本人なんかの供述調書を積み上げると、二十センチの高さになりますよ。

田本 加害者九名が事情聴取されていますから、大きな段ボールに七、八箱あった。それを両方の弁護士と裁判所にも出さんといかんから、自分で十二部コピーしたんです。 大変でした。これを必死で読んだ。だけどおそらく、弁護士も全部は見てないと思う。

松田父 訴訟を起こさないと事件の概要がわからない。どういうふうな状態で息子は殺られたのか、真相を知りたい。でも、ひょっとしたらウチの息子にも何らかの落ち度があったんじゃないかとか、疑心暗鬼も駆けめぐるんですわ。民事に踏み切って、供述調書を見て、やはりウチの子供には何も落ち度はないと確信した時、「もういいですよ」と言うわけにはいかないと思いました。

武父 ウチらの場合、家裁の調査官が「裁判を起こしたら調書見られます」と教えてくれた。だけど「見られる内容にも制限があります」と。

2021/1/17

-- 富永さんの場合、家裁は教えてくれた?

富永父 いや、絶対に教えてくれないですよ。審判の日も教えない。せめて名前と顔ぐらいは教えてもらいたかった。

週刊文春

松田父 警察で私が事情聴取を受けた時に、相手の名前は教えてくれました。

富永父 じゃあ、けっこう優しいですね。

松田父 担当官の判断次第というか、ここまでならいいだろうっていうとこまでは教えてくれた。加害者の 写真を見せてほしいと言ったんですが、それはダメだった。

富永母 ウチの事件は石垣島にとって、すごいことだったんです。ですから、がまんできない警察官もいたんだと思うんです。「詳しいことが知りたいんだったら、家裁へ行って民事訴訟の手続きをしてください。これは私が教えたとは言わないで」と言ってくれました。

富永父 事件の内容が、ウチの子供もビールを飲んでいたように伝えられていたわけです。しかし解剖の結果を見ると、血液からアルコールは検出されていません。で、その結果を新聞に載せたんです。

和解交渉のなかで、彼らの謝罪文がほんの五、六行の決まり文句で、「心から謝罪をいたします」と連名で書いてあった。僕は「これは通らない」と言いました。こういうものが世間に出回って、謝罪文だということになると、世の中がおかしくなる。謝罪というものは一人一人違うもので、自分の責任の重さを認めて、初めて謝罪が出てくるわけです。簡単に「すいません」では謝罪とはいわない。

富永母 誠意がみられた親は一人だけ。その親は最初から「自分の子供がやったことは親の責任だということを認めます」と言いました。自分のできる限りの努力をして、最初から償いをしますという態度できてるんです。このお父さんだけ、子供たちの審判がいつあるというこを知らせてくれました。

富永父 本来なら、これが本当の謝罪なんです。誰がみてもわかりやすいでしょう。当たり前でしょう。当 たり前のことが当たり前であることが、本当の世の中なんですよ。

-- 昨年の十月に少年たちの出廷を求められましたが。

富永父 一人一人「すいませんでした」と言うだけでした。

富永母 期待はずれ。もっとおどおどしてくるとか、怖さのあまり涙が出たりとか、そういう感じを想像して たんですけど、みんな、自分には責任ないという感じ。

富永父 加害者の一人は少年院から帰ってきて沖縄本島におるんだけども、その保護者は「思い出すと思って石垣には連れてこない」と言う。子供が裁判に出廷するために石垣に戻ったときにも、詫びにも来ない。友達のところに、「自分は何もしてないのに少年院に入れられた」なんて言って回っている。謝罪するつもりなんて全くないんです。なんでか? 1年かそこらで出てきたからです。だから罪の意識がないんです。

武父 少年の取り調べで、ウチの子が酒を飲んどったというような嘘がまかり通るということが問題ですよね。

富永父 最終的にどういう形で決着するかというと、今は賠償金以外ないわけです。歯止め的効果、予防的効果がないといけないということは、それなりの金額になりますね。こういうことをすればこれだけの負担、あるいは災難が自分にかかるんだということがわかれば、親としても自分の子どもに対する躾けのやり方が変わってくる。

富永母 私たちの言いたいことを言う機会がない。B5判ぐらいの紙に「この事件についての現在の気持 ちを書いてください」と言ったきただけです。

武父 僕らそんなのもなかったですよ。

富永母 私は、「たったこれだけに、いまの気持ちは書けませんよ」と裁判所に言いました。事件の内容がどういうものか知らされていないから、自分の想像でしか書けない。自分の子供の弁護もできないわけですよ。

武父 その不自然な状況の調べのなかで、正しい審判は出されんわけですよね。

富永父 一人の少年は抗告して、「弁護士に一任しました」と言った。抗告するのは自由だからいいんだ けども、心情的には「こいつ、原因をつくっておきながら自分だけ 抗告しようなんて、こいつは許さない」と思いました。

田本 結局、裁判やなんだと、借金だけ残って、子供たちの夢も希望も残らない。僕の場合、二家族が賠償も払えないと、破産宣告を出してきた。加害者は、みんな弁護士に相談してるんだよ。どんなに苦しくても、その気さえあれば、どんな仕事をしてでも、働いて払うよ。

松田父 私の判決も、少年の責任については認められましたが、親に責任はないと出ました。子供はもう十八歳で、自立してるという理由です。そして、逆に今度は抗告してきたから、私らは原告であり被告でもあるという立場です。我々は親に対してもう一度責任を問うつもりです。親の責任というものを明確に線引きしてくれと。

田本 加害者側が、破産宣告出してきたら?

松田父 まさか。今初めて聞いた。すごいショックです。たとえ弁護士が相談に乗るにしても、絶対にそん なことは人道的に許されませんよ。

田本 僕は建築屋で、公共事業の入札に参加していますが、事件で石垣市の責任についても訴えています。だからというわけではないかもしれませんが、ここ四年間、一回も指名ないですよ。こんな状態でやってきて、挙げ句の果てに破産宣告を出されたんでは、いつかお金を出してでも殺したいぐらいの気持ちにもなります。

富永父 少年法が未完成だというのは、どっちにもとれるような書かれ方がされているから。これをきちんとしないと、松田さんみたいなケースが出てくる。まさに踏んだり蹴ったりでしょう。責任の所在がはっきりしないから、「親に責任はありません」「子どもにも責任はありません」となる。じゃあ、子供はどないしてお金を払いますか。

武父 もっとはっきり、我々にわかるようなやり方でやってもらわないと。

富永父 少年法の四条に、「二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる」とある。二十条とは死刑、懲役、または禁錮にあたる事件です。こういうふうなことがあるということは、少年犯罪というものを軽視してることになりかねない。それで少年の保護・更生を目的にしてるというのは当たらない。

武父 少年法の九条に、経歴、素質、環境等についてちゃんと調べなくちゃだめだと書いてある。でも、それが実際になされているのかというと、なされてないですものね。

田本 子供がリンチされタバコで焼かれた遺体の写真も自分で写しました。司法解剖の

医者も「タバコの 跡だ」って言った。ところが、警察官が調べたどんな資料を読んでも、その話は出てこないわけよ。警察に聞くと、「タバコは違う」って。事情聴取もいい加減。殴った場所は十一カ所で、人が来たら違う場所へ行って殴ってるんだ。僕は万歩計でガラガラ測って、地図も描いてある。僕がその現場に入った後に、警察が来てるんだよ。おかしいだろ、これ。

富永父 裁判という形をとってもね、公開しないという方法もあると思うんですよ。ところが今は、検察も立ち合うことができない。

武父 事実は事実として認めた上で、それを踏まえて保護・更生ならまだわかる。ところが、事実関係をうやむやにしたまま、保護・更生を前面に打ち出してくる。

富永父 万引きするのも人を殺すのも同じような罪じゃいかんじゃないですか。新しい 法律を作る必要は ないんですよ。少年法のなかでそういうことをきちんとうたえば、 それでもいいわけです。

武父 裁判やってね、事実を全部公表したらいいんですよ。実際はこうやったんやと。 そんなら、みんながおかしいってなるんですよ。

富永父 公表するということにすると、世論の反対も強いと思うけどね。

富永母 叩きたいから叩いて殺したとか、気持ちがイライラしたからやったとか、ホントに軽い気持ちで犯した犯罪というようなものは、公開して社会的にも制裁するのも更生だと思うの。

武父 裁判機能の問題ですね。

富永母 法律は常識的で当たり前のことだと思っていたら、そうじゃなかった。非常識なんだ。法律を盾にできる人だけが生き残れる。

田本 金がある人しか残れんよ。やればやるほど家庭の経済にひびいてくる。葬式費用は出ない。土地を買って墓も作らないといかん。仕事を休んで資料集めをしなくてはならないし、裁判にとてつもない金がかかる。そうしたらどうなる? しまいに家族は「やめてほしい」と言うし……。

--武さんの場合、加害者側との歩み寄りは?

武父 それはないです。ウチの息子が行っとった学校の校長が言ってたんですけど、加害者の親が謝罪したいからと言って調書を持ってきて、「あれは喧嘩やったんや」と言うたそうです。僕らの場合は、友だちが証言してくれて、ある程度のことまではわかってます。片っ方が謝って逃げとるのを、何で喧嘩やと。それでどこに歩み寄りの余地があるんですか。

富永父 確かに心情的には、死刑にしてもらいたいと思います。しかし、何も厳罰を求めてるんじゃない。

期限の問題については、ある程度の制裁的な効果がないといけない。たとえば更生していてもいなくても、制裁はしなきゃいけない。結果はどうあろうが、制裁はしたのち、更生した者は外に出たらまともに生きていくし、そうでないものはそうでない。

田本 悪いことをしたらいけないって、小学生の時からわかってるよ。少年法の罪の甘さがいろんな事件 につながっている。

富永父 犯罪の質が変わった。今の動機はお腹がすいたからではないんです。犯罪の質が変わった現状では、法律も変わるべきで、時代にマッチしたものでなきゃいけない。 そろそろカビも生えて崩壊しそうな少年法を、後生大事に守っていく必要はないんですよ。変えていく努力を怠っているのは法曹界の怠慢ですよ。

田本 これは少年法だけの問題じゃないよ。社会一般の殺人犯も、そういうのが増えてるんだもの。

富永母 私なんか、「もういいよ、これ以上悪質なことは自分の身の上にふりかからないから」というふうな気持ちにもなりますよ。でも個人的には、やっぱりこれはおかしい、これは悪いと思うから……。

富永父 正直言うと僕もそうですよ。たとえば今、少年法が改正されても、僕の利益は何もない。やる必要ないんですよ。だけどね、やらないと気がすまない。当事者としては、彼らの更生なんかどうでもいいです、心情的には。彼らが再犯しようが何しようが関係ない。ちゃんと責任の所在がはっきりして、我々が泣きをみないような状態がほしいということです。今は泣いてるんです。田本さんなんか、6年以上も裁判をやってい

る。国がきちっとやらんからこんなことになる。だから欠陥だと言ってるわけです。

武母 マスコミはそこに耳を傾けなかったんですよ、神戸の事件が起こるまでは。悲しいことに、神戸の事件がからまないとなかなか報道できないんですよ。それが悲しいんですよね。

田本 私なんか、どうせやっても同じじゃないかな。やったって、また水に流れてそのまんま。誰も思うさ、何で俺が被害者なのに、これからの子どもたちのためにやらんといかんかな、とつくづく考えてしまう。

松田父 私らもね、何で私がこんなことしなくちゃならんのかって。だけど、このまま 私の息子が、うやむやにこの世から葬られたらたまんない。だからここで、誰かがやら んといかんと、四十九日に心に決めたんです。いろんな方面にはたらきかけて、だめな らだめでも仕方ない。だけど、何もせずに息子のところに行って、お父さん口ばっかり だ、と言われたくない。お父さんはお父さんなりにやったじゃないかと、せめてそう言 われたい。

田本 何もしてない自分の子供を、火葬場で荼毘にふすこめ、自分でライターで火をつけた時の無念さと悔しさを、こんな形でうやむやにされるなんて、絶対許されんという気持ちがあるさ。どんなことしても殺したいと。息子は「仇とってくれ」と言ってるかもわからんし、「もうやめとけ」と言ってるかもわからん。おそらく「仇をとってくる」と言ってると思うよ。

話し合いは深夜に及んだ。翌日、大阪府下の関係機関に上申書を提出して回り、 「**少年犯罪被害当事者の会**」という新たな名称が生まれた。



